平成３０年度八王子市農業委員会第４回総会会議録

１　開催年月日　平成３０年７月２７日　金曜日

２　開催場所　　八王子市役所 議会棟 全員協議会室

３　開催時間　　午後３時００分　から　午後３時５０分　まで

４　出席委員　（２０名）

農業委員会委員

２番　原　島　元　義　　３番　荻　田　米　蔵

４番　鈴　木　勝　久　　５番　久　保　良　政

６番　栗　原　　才　　７番　米　津　元　一

８番　峯　尾　三　千　年　　９番　鈴　木　勇　次

１０番　有　竹　満　次　　１１番　菱　山　史　郎

１２番　中　西　伸　夫　　１３番　鳴　海　有　理

１４番　熊　澤　治　彦

農地利用最適化推進委員

１５番　内　藤　廣　行　　１６番　三　上　正　治

１７番　内　田　　茂　　１８番　金　子　文　利

１９番　町　田　裕　通　　２１番　福　田　一　訓

２２番　門　倉　　豊

５　欠席委員　（２名）

１番　石　川　　研　　２０番　井　上　正　芳

６　事務局職員出席者

事務局長　廣　瀬　　勉　　課　長　　音　村　昭　人

主　査　　上　原　裕　之　　主　査　　黒　田　康　雄

主　任　　内　藤　浩　二　　主　任　　上　村　　剛

平成３０年度
八王子市農業委員会　第４回総会　議題

（平成３０年７月２７日）

【専決処分案件】

第１　市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について

第２　市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について

第３　非農地証明の願い出について

第４　相続税の納税猶予に係る適格者としての３年ごとの証明について

【審議案件】

第５　相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

第６　相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

第７　生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

第８　生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

第９　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

第10（一財）内田農業振興会　第52回農業功労者表彰候補者の推薦について

第11（一社）東京都農業会議　第38回農業後継者顕彰候補者の推薦について

第12（一社）東京都農業会議　第58回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について

【報告案件】

第13　農地の権利取得の届出について

第14　農地の賃貸借の合意解約について

第15　農地の使用貸借による権利設定の解約について

≪午後３時００分開会≫

議　長　　ただいまから、平成30年度八王子市農業委員会第４回総会を開会します。欠席通告のありました委員を報告します。第１番石川研委員、第20番井上正芳委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第１項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第１及び第２については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局　　第１「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
６月１日から６月30日までの届出分（８件）
第２「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
６月１日から６月30日までの届出分（46件）を報告。

議　長　　報告は終わりました。第１・第２についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第３「非農地証明の願い出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第３「非農地証明の願い出について」を報告。（３件）

議　長　　報告は終わりました。第３についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第４「相続税の納税猶予に係る適格者としての３年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第４「相続税の納税猶予に係る適格者としての３年ごとの証明について」を報告。（４件）

議　長　　報告は終わりました。第４についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第５「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第５「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」 被相続人について、住所は宇津木町、耕作面積は2,458.44㎡。相続開始年月日は平成29年12月26日。 相続人について、住所は宇津木町、年齢65歳、被相続人との続柄は「二男」。適用を受けようとする農地は宇津木町にある４筆、合計2,458.44㎡。生産緑地。 相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成11年４月３日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進員　　７月９日、事務局職員と対象の農地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする農地は全て生産緑地で、自宅のすぐ南側に隣接しています。願出地ではカボチャ、ネギ、インゲン、サツマイモ、サトイモ、ピーマン、キュウリ、ナス、トマト、エンドウなどが栽培されており、栽培されていないところも耕うんされていました。収穫した野菜は、自家消費するほか、葉物野菜を中心に八王子青果市場へ出荷しているそうです。５年前に定年退職し、現在はほぼ毎日農作業に従事しております。子供のころから父親のもとで農作業に携わっており、長年の経験を活かして、これからも農業経営を続けていくとのことでした。以上のことから、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思います。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮り

します。第５については、これを証明することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第６「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第６「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は中山、耕作面積は16,198㎡。相続開始年月日は平成29年10月24日。

相続人について、住所は中山、年齢66歳、被相続人との続柄は「長男」。適用を受けようとする農地は中山字五号にある４筆、合計1,390㎡。生産緑地。

相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は昭和49年４月１日。

議　長　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員　７月11日、事務局職員と対象の農地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。願出者は専業農家で、長年農業に従事してきました。納税猶予の適用を受けようとする農地は全て生産緑地で、自宅の東側と南側に隣接しています。東側の農地ではトウモロコシ、ナス、ピーマン、オクラ、トマト、アスパラガス、カボチャなどが作付けされていました。南側の農地は耕うんされジャガイモを作付けする予定とのことでした。収穫物は、主に自家消費のほか近所に配っているそうです。願出者は、現在一人で従事しているものの、長年農業経営を続けてきた方であり、納税猶予を受ける適格者として問題ないかと思います。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第６については、これを証明することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第７「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第７「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」 買取申出生産緑地は弐分方町の土地５筆、計718㎡。 買取申出事由の生じた者について、住所は弐分方町、申出者との続柄は「夫」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成30年１月10日。 年齢は77歳、年間従事日数は300日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員　　７月４日、事務局職員と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者の夫は、代々、当該地で願出者とともにコメを作り、自家消費のほか親類へ配ってきました。平成元年頃から体調を崩しはじめ、心臓の手術や、がんの発症による手術や入退院を繰り返しながらもほぼ毎日農作業に従事してきました。６年ほど前からは体力が著しく低下し、ほかに所有する畑の作業もあって、年に２回ほど草刈をする程度となってしまいました。平成29年にはリンパ節や肺にも転移し77歳で亡くなりました。今回の調査により、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第７については、これを証明することにご異議ございません

か。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第８「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第８「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は松木の土地２筆、計1,556㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は松木、申出者との続柄は「本人」、申出事由は「故障」、申出事由の生じた日は平成30年６月21日。

年齢は78歳、年間従事日数は300日。

議　長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

７月11日、事務局職員とともに現地調査を実施しました。また、願出者が自宅療養中だったため、ご自宅にて聞取りを行いました。願出者はもともとは専業農家で、父のもとで１町歩の田畑でコメや野菜を栽培していたそうです。しかし、多摩ニュータウンの開発で大部分の農地を失ったため、経営規模は大幅に縮小しました。区画整理により、農地は当該生産緑地のみとなりましたが、ネギやホウレンソウなどの露地野菜のほか、クリなどの果樹を栽培して、北野町の青果市場に出荷していたそうです。しかし、平成27年に脳梗塞を発症し、農業経営から距離を置かざるを得なくなりました。幸い軽度の後遺症ですんだものの、平成29年には手足の痺れで動けなくなり、腰椎椎体骨折の診断を受けました。腰から背中にかけて14本のボルトで骨を固定する手術を受けたとのことで、胴体全体を覆うコルセットを着用していました。入浴時はコルセットを外すことになりますが、慎重にならざるを得ないと言っていました。今後は背中から首にかけてもボルトで固定

する手術が必要となっているそうです。現在、当該生産緑地には、カキやミカンなどの果樹のほか、一部に自家消費用のキュウリ、トマト、ネギが植わっていましたが、手入れが行き届かないまま雑草が伸びはじめていました。今回の調査において、願出者が、この生産緑地における中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第８については、これを証明することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

なお、これらの案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買い取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さんあっ旋して下さい。事務局で対応いたします。

第９「農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局　　第９「農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手①について、住所は堀之内、設定する土地は堀之内字十一号の土地４筆、計1,361㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は５年間。

貸し手②について、住所は小比企町、設定する土地は小比企町の土地３筆、1,004㎡。利用権の種類は「使用貸借による権利」、期間は５年間。

借り手について、東京都の新規就農希望者経営計画支援会議で助言を受けた者、法人、所在地は堀之内、利用権の設定等を受ける者が耕作又は

養畜の事業に供している農用地の面積は無し。主たる経営作物は野菜、農業従事者は３人、農作業従事日数は年間250日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員　　７月17日、農業委員、事務局職員、農林課の担当職員とともに現地調査を実施しました。その際、利用権の設定を受ける法人の代表取締役から、今後の作付計画を伺いました。先ほど、事務局の説明にもありましたが、この法人の前身は、現代表取締役を含む新規就農者３人が設立した法人です。昨年、代表であった方が法人を離れ、現代表が代表取締役に就任しました。これまでは農業に触れ合うイベントの開催などが中心でしたが、これからは、農作物の生産に重きを置きたいということで、名称も、改めたということでした。今回利用権設定する農地は、これまでは現代表個人が利用権設定により借りていた農地です。今後は、現法人として借受け、法人としての農業経営を確立させようということでした。堀之内の農地1,361㎡では、主にズッキーニが作付けされており、今後もズッキーニを中心に作付けするとのことでした。小比企町の農地1,004㎡では、サトイモが作付けされ、今後は、ダイコンの作付も計画しているとのことでした。出荷先は旧名法人のころから取引がある飲食店が中心で、出荷先のニーズに合わせた作物を作付けしているとのことでした。堀之内と小比企町の離れた２か所での農業となりますが、作業を手分けするなど、工夫してやっているようです。今後も堀之内と小比企町を中心に農地を拡大したいとのことでした。代表は非常にやる気があり、農業に意欲的に取り組む姿勢がうかがえました。新鮮でおいしい農作物を提供する、八王子を代表する農業法人となるよう、がんばっていただきたいと思います。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。

農業委員　　貸し手②とは使用貸借ですが、使用貸借だといつでも契約を解除されてしまう可能性があるので、賃貸借の方が今後の計画を立てやすいのではないかと思います。

事務局　　代表はこれまでしっかり農業をしてきている方で、貸し手②もその姿を見てきているようですので、問題ないと思います。

議　長　　他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第９については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第10「（一財）内田農業振興会　第52回農業功労者表彰候補者の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局　　第10「（一財）内田農業振興会　第52回農業功労者表彰候補者の推薦について」
候補者について、住所は上柚木。推薦理由等を説明。

議　長　　説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員　　候補者は農業委員、職務代理を歴任し、農協の各生産部会のいろいろな部門でも貢献されてきました。とても真面目な農家ですので、ぜひご推薦を農業委員会からもいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議　長　　他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第10については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第11「（一社）東京都農業会議　第38回農業後継者顕彰候補者の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局　第11「（一社）東京都農業会議　第38回農業後継者顕彰候補者の推薦について」
候補者について、住所は平町。推薦理由等を説明。

議　長　説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員　候補者は、親子で精力的にがんばっている青年ですので、ぜひ推薦したいと思います。よろしくお願いします。

議　長　他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第11については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第12「（一社）東京都農業会議　第58回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局　第12「（一社）東京都農業会議　第58回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について」
候補者について、住所は尾崎町、部門は「野菜」。推薦理由等を説明。

議　長　説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第12については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」と呼ぶ者あり〗

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第13「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　第13「農地の権利取得の届出について」を報告。（１件）

議　長　　報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

第14「農地の賃貸借の合意解約について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第14「農地の賃貸借の合意解約について」を報告。（1件）

議　長　　報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

第15「農地の使用貸借による権利設定の解約について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第15「農地の使用貸借による権利設定の解約について」を報告。（1件）

議　長　　報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第12番　中西　伸夫　委員

第13番　鳴海　有理　委員

を指名します。よろしくお願いします。以上をもちまして、平成30年度八王子市農業委員会第４回総会を閉会します。

≪午後３時５０分閉会≫